

代々木公園ボランティア会則

1 会の名称

代々木公園ボランティア

2 会の目的

東京都立代々木公園をフィールドに、公園ボランティアと東京都が協力して自然環境・植物・文化・スポーツに関する知識を養うとともに、これらに関する都民との交流、会員相互の親睦を図り、緑ゆたかな環境づくりと公園の利用促進に寄与することを目的とする。

3 会員

会員は、「代々木公園ボランティアの設置・運営に関する要綱」に基づき、公園ボランティアに登録した個人とし、ボランティア活動保険に加入するものとする。

4 会員の活動内容

代々木公園において、以下のボランティア活動を行う。

- (1) 公園施設の維持・管理に関すること。
- (2) 自然の保全、緑の普及及び都市緑化に関すること。
- (3) 公園の利用指導・促進・(緑・文化・スポーツ)に関すること。
- (4) 公園での環境学習に関すること。
- (5) ボランティア活動の運営事務に関すること。
- (6) その他会の目的を達成するのに必要な事項。

5 会の運営

(1) 会の活動期間

会の活動期間は、4月1日から翌年3月31日とする。

(2) 会費の徴収

会の事業を円滑に運営するため、会費(年額200円)を徴収する。

(3) 総会

①開催

年一回の定期総会および必要に応じて臨時総会を開催する。
なお、臨時総会は、会長の提起および役員会の合意により、開催する。

②決定事項

- ア 会則の変更
- イ 会の活動方針及び報告
- ウ 会の収支予算および決算
- エ その他組織・運営に関する事項

③決定方法

総会での決定方法は、出席した会員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

④招集

総会の招集は会長が行う。

⑤総会の議長

総会に出席した会員の中から選出する。

(4)役員および役員会

①役員

会は、次の役員を置く。

ア 会長	1名
イ 副会長	1名
ウ 会計	1名
エ 会計監事	1名
オ 幹事	若干名

②役員の仕事

役員は、次の仕事を行う。

ア 会長は、会を代表し、総会および役員会の決議に基づいて会の事業を統括する。

イ 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職を代行する。

ウ 会計は、会の財産管理および会計仕事を行う。

エ 会計監事は、会の財産管理および会計仕事を監査し、総会に報告する。

オ 幹事は、会の事務局を勤める。

③役員会

会の事業を適正に行うため、役員により、役員会を設ける。

6 役員を選任

役員は、会員の中から選任し、総会で決定する。

7 役員の任期

任期は1年とする。また、再任をさまたげない。

8 その他

会員は、この会則のほか、「代々木公園ボランティアの設置・運営に関する要綱」に基づき活動する。

付則1:この会則は、平成16年3月28日から施行する。

付則2:平成26(2014)年3月23日、「総会決定」文中 5ヶ所の「幹事会」を
全て、「役員会」に改定する。

付則3:平成30(2018)年3月20日、「総会」において、「5.会の運営」中「(1)会の
活動期間」を追加し、以下項目を順に送り及び「5.会の運営(3)総会」中「③決定方法」
を追加し、以下項目を順に送る。

付則4 令和3(2021)年3月23日、「総会」において、「3. 会員」の定義に「ボランティア
活動保険に加入するもの」を追加し、「5. 会の運営、(2) 会費の徴収」中、会費を
「年額200円」に改定する。なお、会費にボランティア活動保険料は、含まないものとする。

付則5 令和4(2022)年3月29日、「総会」において、「5. 会の運営」中「(4)役員及び役員会
①役員 エ 会計監事」の人数を2名から1名に改定する。